

## Sma-pa CHECKOUT 利用規約

## Sma-pa CHECKOUT 利用規約

### 第1編 総則

#### 第1条（規約の適用）

1. 株式会社アルメックス（以下「当社」といいます。）は、「Sma-pa CHECKOUT 利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、第2条に定める「Sma-pa CHECKOUT」と称する医療費決済関連サービスを提供します。
2. 本規約は、当社と Sma-pa CHECKOUT の利用契約が成立した利用者に対し、適用されます。
3. 当社は、本規約を自らの任意の判断で変更することができるものとし、変更後の本規約を通知、又は当社サイトに掲載した時点以降に利用者が Sma-pa CHECKOUT を利用した場合、利用者は、当該変更を承諾したものとみなされます。

#### 第2条（定義）

1. 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、文脈上明らかに別異に解すべき場合を除き、当該各号に定めるところによります。
  - (1) 「Sma-pa CHECKOUT」とは、当社が提供する医療費の決済に関する第3条第1項各号に掲げるサービスの全部又は一部をいいます。
  - (2) 「カード決済サービス」とは、本規約第2編に定めるサービスをいいます。
  - (3) 「コンビニ後払い決済サービス」とは、本規約第3編に定めるサービスをいいます。
  - (4) 「本アプリ」とは、インターネット網を通じて当社が顧客に Sma-pa CHECKOUT を提供するために必要なアプリとして当社の指定するアプリケーション「Sma-pa アプリ」をいいます。
  - (5) 「本関連契約」とは、Sma-pa CHECKOUT 提供の前提となる加盟店契約その他当社の指定する契約をいいます。
  - (6) 「本件機器」とは、本アプリをインストールし使用するスマートフォン及びタブレット端末をいいます。
  - (7) 「申込書」とは、利用希望者が当社に本利用契約締結の申込みをする際に用いる当社所定の書面をいいます。

- (8)「利用希望者」とは、**Sma-pa CHECKOUT** の利用を希望する日本国内に本店が所在する病院及び診療所をいいます。
- (9)「本利用契約」とは、利用希望者又は利用者と、当社及び／又は第三者の間で締結される **Sma-pa CHECKOUT** に関する契約をいいます。
- (10)「利用者」とは、本利用契約が締結された利用希望者をいいます。
- (11)「反社会的勢力」とは、①暴力団、②暴力団員、③過去に暴力団員又は暴力団準構成員であった者、④暴力団準構成員、⑤暴力団関係企業、⑥総会屋等、⑦社会運動等標ぼうゴロ、⑧特殊知能暴力集団等、⑨①から⑧までの共生者、⑩その他①から⑨までに準ずる者をいいます。
- (12)「VPN サービス」とは、**Sma-pa CHECKOUT** の提供に際し、当社が利用者に準備するエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（本店所在地：東京都千代田区内幸町1丁目1番6号）が提供する **Universal One** サービスをいいます。
- (13)「当社サイト」とは、本規約を掲示する当社の **WEB** サイトをいいます。

### 第3条（Sma-pa CHECKOUT の提供）

1. 当社は、第4条に基づき利用希望者からの申込みを受け、本規約においてそれぞれ定めるところにより、当社が承諾した場合において、**Sma-pa CHECKOUT** として、次の各号に定めるサービスの全部又は一部を提供します。
  - (1) コンビニ後払い決済サービス
  - (2) カード決済サービス
  - (3) 当社所定の方法により、利用者の顧客に対する領収書及び明細書の電磁的方法による提供（以下かかる提供の態様を「電子交付」、電子交付される領収書及び明細書を「領収書・明細書データ」、領収書・明細書データの電子交付のために必要な情報を「領収書・明細書情報」といいます。）に係る事務を代行するサービス
2. 当社は、**Sma-pa CHECKOUT** に関するシステム等について、当社の定めるところにより、利用者に対し、譲渡及び再許諾できない、非独占的な使用权を付与します。

### 第4条（契約の成立）

1. **Sma-pa CHECKOUT** の利用希望者は、本規約の内容を承諾の上、当社所定の申込書に必要事項を記載し、当社所定の資料とともに当社に提出することにより、**Sma-pa CHECKOUT** の利用申込を行うものとします。

2. 本利用契約は、当社が申込書を確認し当該申込書に基づく **Sma-pa CHECKOUT** の利用申込を承諾した場合、当該申込書記載の申込日に成立するものとします。なお、次項の定めに基づき当社が利用申込を承諾しなかった場合、当社は、これを利用希望者に事由を付すことなく当該承諾しない事実のみを連絡するものとします。利用希望者は、当該事由を付されないことを予め承諾するものとし、かつ当該事由の開示請求及び当該非承諾の異議、損害賠償など一切の請求を当社に申し立てることができません。
3. 当社は、第2項に基づく申込を承諾するか否か及び第3条第1項各号に定める各サービスの全部又は一部の利用を認めるか否か等の判断について、完全な裁量権を持ち、承諾が不適当と判断した場合（当社が次の各号のいずれかに該当すると判断する場合を含むが、これに限られません。）、申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 申込書記載事項に虚偽の事項、記入漏れ又は誤記があったとき。
  - (2) 当社が必要と判断する資料を申込者が提出しないとき。
  - (3) 過去に当社の提供するサービス又はこれに類似するサービスの利用の停止又は解除処分等を受け、又はそのおそれがあるとき。
  - (4) 他人又は架空の情報を使って利用申込を行ったときその他申込者が虚偽の事実を申告したとき。
  - (5) 申込者において他の債務の支払遅滞、顧客からの重大な苦情、行政機関からの指導等により、その信用性に疑問が生じているとき。
  - (6) 利用者が反社会的勢力に該当するとき。
  - (7) 申込者に対して **Sma-pa CHECKOUT** を提供することが技術上困難であると当社が判断するとき。
  - (8) 申込者に対する **Sma-pa CHECKOUT** の提供が当社の業務の支障、システムの不具合等を発生させるおそれがあるときその他、申込者に対する **Sma-pa CHECKOUT** の提供が当社の業務の遂行上支障があるとき。
  - (9) その他当社が利用申込を承認・承諾することが不適切であると判断したとき。

#### 第5条（利用期間）

1. 本利用契約の契約期間は、**Sma-pa CHECKOUT** の利用開始日から起算して1ヶ年とします。なお、当該契約期間満了日の2ヶ月前までに当社又は利用者のいずれかより解約する旨の書面による申し出が相手方になされない場合には、本利用契約を

同一条件にて自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とします。

2. 利用者は、契約期間中に本利用契約の中途解約を希望する場合、解約を希望する日の2ヶ月前迄に当社所定の書面による通知又は当社の定める方法により当社に通知し、契約期間残期間の料金等相当額を当該解約を希望する日までに当社に支払うことにより、当該解約を希望する日をもって本利用契約を中途解約できるものとし、ます。

#### 第6条（サービスの利用開始）

1. Sma-pa CHECKOUT の利用開始日は、利用者が本件機器において Sma-pa CHECKOUT の利用が可能であることの確認を完了した後、当社から利用者に対して交付する「稼働準備完了通知書」に利用者が Sma-pa CHECKOUT に関するシステムを顧客に開放した日として記載する稼働日、又は当社から利用者に対して交付する「稼働準備完了通知書」に記載される稼働期限日のうち早い日（以下「サービス利用開始日」という。）とします。

#### 第7条（利用料金）

1. Sma-pa CHECKOUT の利用料金は、以下に定めるとおりとし、利用者は、下記の初期費用及び、月額費用として月額利用料（各サービスのうち、申込みを行った項目に係る月額利用料に限る。）、第42条及び第54条に定める手数料及び費用（各サービスのうち、発生した項目に係る料金に限る。）の合計額として定める金額をサービス利用料として当社に支払うものとし、ます。

項目	料金
初期費用	見積書に記載

2. 月額費用は、前条に定めるサービスの利用開始日が属する月の翌月1日から解約する日の属する月の末日まで発生するものとし、ます。

3. 利用者は、次の各号に定める事項をあらかじめ承諾するものとし、ます。

- (1) 利用料金は如何なる事由をもってしても日割計算を行わないこと。
- (2) 前項の規定にかかわらず、サービス利用開始日と解約がされた日が同一の月内である場合は1ヶ月分の利用料金及び第7号に定める違約金の支払義務が生じること。
- (3) 利用者が Sma-pa CHECKOUT に関するシステムを顧客に開放した日を、稼働日とし

て、当社より交付を受けた稼働準備完了通知書に追記の上、当社に提出する方法により報告すること。

- (4) 前号に定める稼働日以降にシステムに不具合（微調整項目）がある場合であっても、当社と利用者が別途合意した場合を除き、前項に従い月額費用が発生すること。
- (5) サービス利用開始日以降、サービス利用開始日に利用者が実際のシステム利用を開始しない場合であっても、前項に従い月額費用が発生すること。
- (6) Sma-pa CHECKOUT に関して利用者に導入された機器等がある場合、当該機器等は、利用者に提示された見積書記載の立会い日数経過時に、利用者により検収されたとみなされること。
- (7) 前条に定めるサービス利用開始日が属する月の翌月 1 日（当日を含む。）から 1 年を経過する日より前に、当社の責めに帰すべき事由以外の事由により本サービスに関する契約が終了した場合、利用者は、当社に対し、第 1 項に定める月額利用料の金額に 12 を乗じた金額から支払済の月額利用料の金額を控除した金額の違約金を直ちに支払うものとする。また、サービス利用開始日が属する月の翌月 1 日（当日を含む。）から 1 年を経過する日の翌日以降に、当社の責めに帰すべき事由以外の事由により本サービスに関する契約が終了した場合、契約期間残期間の料金等相当額の違約金を直ちに支払うものとする。
- (8) 甲は、月額料金が、経済事情の変動、月額費用（VPN サービスに係る費用並びにカード決済サービス及びコンビニ後払い決済サービスに係る手数料を含むが、これに限られない。）の増額又は公租公課の増減その他の事情により不相当となったときは、契約期間中であっても、乙に通知することにより、月額料金を変更することができ、乙は、かかる通知を受けた日の属する月の翌日以降、変更後の月額料金を支払わなければならないこと。

4. 利用者が Sma-pa CHECKOUT の利用料金を支払期限までに支払わない場合、当社は、利用者に係る Sma-pa CHECKOUT の提供を事前通知なく一時的に停止することができます。その後未払いが継続する場合は、当社は事前通知なく本利用契約を強制解約することができるものとします。

#### 第8条（お支払方法）

1. 利用者は、Sma-pa CHECKOUT の利用料金を当社の発行する請求書に基づき、請求書記載の伝票日付の属する月の翌月末日までに振り込みにより支払うものとします。なお、振込手数料は、利用者が負担するものとします。

#### 第9条（データの著作権及び所有権）

本アプリに関わる著作権その他の知的財産権及び所有権等は、別に明示される場合を除き、当社に帰属します。

#### 第10条（情報システムの修正）

当社が仕様上必要と判断した本アプリその他の情報システムの不具合の修正及びバージョンアップは、利用者に通知することなく行うことができるものとし、利用者はこれを予め承諾するものとします。

#### 第11条（利用者の責任）

1. 利用者は、自身の責任において **Sma-pa CHECKOUT** を利用するものとし、**Sma-pa CHECKOUT** において行った一切の行為及びその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、**Sma-pa CHECKOUT** を利用するに際し、当社が準備する VPN サービスに係る通信機器に必要となる設置場所及び電気を無償で当社に提供するものとし、**Sma-pa CHECKOUT** の提供に係るそれ以外の全ての機器および利用者の構内で使用する LAN 配線等については、自己の責任と費用負担にて準備するものとします。
3. 利用者は、当社による **Sma-pa CHECKOUT** の提供に支障をきたさないように、利用者の通信機器等を正常に作動するよう維持する責任を負うものとします。

#### 第12条（注意事項）

1. 利用者が **Sma-pa CHECKOUT** を利用するに際し、コンピューター等（以下「PC」といいます。）を使用する場合、当該利用者は次の各号に定める事項を承諾又は遵守するものとします。
  - (1) PC に感染したウイルス等が当社のサーバーや **Sma-pa CHECKOUT** の提供に悪影響を及ぼした場合、利用者は当社に実際に生じた損害を賠償する責を負うものとします。なお、利用者は、PC をウイルス等から防ぐためのソフトウェアをダウンロードするよう努めるものとします。
  - (2) 利用者が用いた通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器、電気通信回線、インターネット接続サービスなどの不具合等によって、利用者が **Sma-pa CHECKOUT** を利用できなかったとしても、当社に故意又は重過失がない限

り、当社は何らの責任も負わないものとします。

2. 次の各号に定める事由により、利用者に損害が生じたとしても当社は何ら責を負わないものとします。

(1) PC のウィルス感染

(2) PC のシステムダウン

(3) その他当社の責に帰すべき事由以外の原因により発生した障害

3. 当社は、利用者が **Sma-pa CHECKOUT** を利用するためのネットワーク通信を行うことができる動作環境にあることを何ら保証しません。

#### 第13条 (ID 等の管理責任)

1. **Sma-pa CHECKOUT** の提供に際して、利用者に対して、**Sma-pa CHECKOUT** の利用のために必要となる当社所定の ID 及びパスワード等 (以下「ID 等」といいます。) を付与された場合において、利用者は、自己の費用と責任によりかかる ID 等を厳重に管理し、第三者に開示又は漏えいしないものとします。

2. ID 等の管理不備、使用上の過誤、第三者による不正使用等に起因して、利用者以外の本関連契約の当事者、顧客その他の第三者が被った一切の損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 利用者は、ID 等を第三者に知られた場合、又は第三者によって不正に使用されている疑いのある場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。

4. 利用者は、ID 等のうちパスワードを定期的に変更するものとします。なお、当該変更を怠ったことに起因して、利用者以外の本関連契約の当事者、顧客その他の第三者に損害が発生したとしても、その損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第14条 (利用者の表明及び保証)

1. 利用者は、当社に対し、本利用契約締結日において次の各号に掲げる事由が事実であることを表明し、かつ保証します。

(1) 利用者は、日本法に基づき適法に設立されて有効に存在する医療法人等の法人であり、

本利用契約の締結及び履行に関する一切の権能を有していること。

(2) 本利用契約の締結及び履行は、以下の事項に反しないこと。

- ① 利用者の定款その他の内部規則
- ② 日本国における法律、政令、省令、規則及びガイドライン
- ③ 利用者又はその財産を拘束する又はその財産に影響を及ぼす命令、判決、決定及び令状
- ④ 利用者が本利用契約を締結し履行するについて、法令上又は利用者の内部手続上必要とされている手続は適法に充足されていること。
- ⑤ 本利用契約に基づく利用者の債務は、適法、有効かつ拘束力のあるものであり、一般的に債権者の権利の強制執行可能性に影響を与える適用ある法律の制約に服するほか、利用者に対しその条項に従って履行を強制することが可能であること。
- ⑥ 利用者に対し、手形交換所における取引停止処分又は破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続の申立てはなされておらず、またそのおそれがないこと。
- ⑦ 利用者の重要な財産に対する差押、仮差押、保全差押その他利用者の財務状況又は信用状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事由は生じていないこと。
- ⑧ 本利用契約の締結は、利用者の詐害的意図又は不法な目的に基づきなされたものではないこと。
- ⑨ 本利用契約に定める解約事由及び期限の利益喪失事由が発生していないこと、及び潜在的な解約事由及び期限の利益喪失事由が存在しないこと。
- ⑩ 利用者が本利用契約の申込みに際して当社に提供した情報が全て真実であること。

(3) 利用者は、本サービスの導入の可否（当社の委託先としての適切性を含むがこれに限られない。）を、自己に適用のある法令及びガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会 厚生労働省）（その後の改正を含む。）及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」（平成 29 年 5 月厚生労働省）（その後の改正を含む。）を含むがこれに限られない。）に基づき、必要に応じて当社の十分な協力を得て、自己の責任において判断したものであること。

(4) 利用者は、前項において表明及び保証した事由が事実と相違するときは、当該相違により当社に生じた損害及び費用を賠償する責任を負うものとします。

#### 第15条（利用者の一般的誓約事項）

1. 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。
  - （1）当社が合理的な理由により請求した場合、利用者の資産及び経営の状況について可能な範囲で必要な調査に協力すること。
  - （2）当社に対して正確な情報を開示すること。
  - （3）公租公課の支払を怠らないこと。
  - （4）利用者の会計処理に関し、一般的に公正妥当と認められる会計原則に従って、適切な会計処理を行うこと。
  - （5）その他本利用契約に定める事項及び利用者に適用のある法令を遵守すること。
2. 利用者は、次の場合には、直ちに、当社に対してその旨を書面により通知するものとします。
  - （1）本利用契約に定める期限の利益喪失事由、債務不履行事由、解除事由、終了事由又は重大な義務違反が生じた場合又は生じるおそれがある事由が生じた場合
  - （2）本規約で表明保証した各事実が真実に違反する場合
  - （3）利用者の資産及び経営状況に重大な変化を生じた場合又は時間の経過によりかかる重大な変化が生じる可能性がある場合
3. 利用者は、本条で約束した事項に違反したときは、当該違反により当社に生じた損害、損失及び費用を賠償する責任を負うものとします。

#### 第16条（禁止事項）

1. 利用者は、**Sma-pa CHECKOUT** の利用に際して次の各号の定めに該当する行為を行ってはならないものとします。
  - （1）法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
  - （2）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
  - （3）反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
  - （4）当社又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権

その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為

- (5) 当社が定める方法以外の方法で、本コンテンツの使用権又はデータを貸与、交換、譲渡、名義変更、売買、質入、担保供与その他の方法により第三者に利用させ又は処分する行為
- (6) **Sma-pa CHECKOUT** が予定している利用目的と異なる目的で **Sma-pa CHECKOUT** を利用する行為
- (7) 当社又は第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を流布させる行為
- (8) 第三者の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為
- (9) 不正アクセス行為、第三者のユーザ ID の利用行為、複数のユーザ ID の付与を受ける行為、その他これらに類する行為
- (10) **Sma-pa CHECKOUT** のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、**Sma-pa CHECKOUT** の不具合を意図的に利用する行為その他当社による **Sma-pa CHECKOUT** の運営又は第三者による **Sma-pa CHECKOUT** の利用を妨害し、これらに支障を与える行為
- (11) **Sma-pa CHECKOUT** に関するシステム等を、**Sma-pa CHECKOUT** が予定している利用態様を超えて利用（複製、送信、転載、改変などの行為を含みます。）する行為
- (12) 前各号のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
- (13) 前各号のほか当社が **Sma-pa CHECKOUT** に利用上不適切と判断する行為

2. 利用者は、**Sma-pa CHECKOUT** の利用に際して次の各号の定めに該当する情報を発信してはならず、次の各号に該当する情報を発信するサイトへのリンクを設定してはならないものとし、当社は、違反する情報及びリンク又はそのおそれのある情報及びリンクを削除することができるものとします。

- (1) 他人を誹謗し、名誉を毀損し、又はプライバシーを侵害する情報
- (2) 著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害する情報
- (3) 真実でない情報
- (4) 法令又は公序良俗に反する情報
- (5) 当社が不相当と判断する情報

3. 当社は、利用者が本規約に違反して **Sma-pa CHECKOUT** を利用していると認めた場合、当社が必要かつ適切と判断する措置を講じます。ただし、当社は、かかる違反を防止又は是正する義務を負いません。
4. 当社が本規約に基づき **Sma-pa CHECKOUT** の利用を制限することにより利用者に損害が生じたとしても当社は一切責任を負わないものとします。
5. 利用者は、本利用契約に基づき発生する権利義務の全部又は一部を当社の事前の書面による承諾なく譲渡、貸与、担保設定等一切の処分を行ってはならないものとします。

#### 第17条（サービスの停止）

1. 当社は、次の各号のいずれか一の事由が生じた場合、**Sma-pa CHECKOUT** の提供を停止することがあります。かかる場合に利用者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
  - (1) 天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
  - (2) 電気通信設備に障害その他のやむを得ない事由が生じ、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) 電気通信設備の保守又は工事等を定期的又は緊急に行うとき。
  - (4) 法令による規制、裁判所の決定等が適用されたとき。
  - (5) 利用者が本規約の各条項のいずれかに違反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (6) 前各号に定めるほか **Sma-pa CHECKOUT** の提供を停止することが相当であると当社が判断したとき。

#### 第18条（免責）

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 通信回線や移動体通信端末機器等（**Sma-pa CHECKOUT** において使用される閉域 IP 通信網及びクラウドサーバを含むが、これに限られない。）の障害等による **Sma-pa CHECKOUT** の中断、遅滞又は中止により生じた損害、その他当社のサービスに関して利用者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 利用者が本規約に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負

わないものとしします。

4. 当社は利用者が求める **Sma-pa CHECKOUT** の効果を何ら保証しないものとしします。
5. 当社は、利用者に対する **Sma-pa CHECKOUT** の円滑な提供を意図しているものの、**Sma-pa CHECKOUT** 及び本アプリに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性などに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当社は、利用者に対して、かかる瑕疵を除去して **Sma-pa CHECKOUT** を提供する義務を負いません。
6. 当社はやむを得ない事由により **Sma-pa CHECKOUT** の提供を終了する場合があります。その場合は当社が適当と認める方法で事前に利用者にこれを通知するものとし、終了により生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとしします。
7. 当社は、**Sma-pa CHECKOUT** の正確性、有用性、完全性、その他利用者による **Sma-pa CHECKOUT** の利用について一切の保証を行わず、**Sma-pa CHECKOUT** の利用に基づき利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を一切負わないものとしします。
8. **Sma-pa CHECKOUT** の利用に関するバックアップは、利用者自身で行うものであり、当社は、別に当社が定める場合を除き、利用者のためのバックアップを行う義務を負いません。なお、別に当社が定める場合においてバックアップがなされるときは、利用者は、当社又はクラウドサーバに係るサービスを提供する事業者その他当社の定める者が、バックアップのために必要なデータの複製を行うことをあらかじめ許諾するものとしします。
9. 当社による第 3 条第 1 項各号に定める各サービスは、本関連契約が、当社又は利用者 と当社の指定する関係当事者との間で有効に成立し、存続していることその他当社所定の条件が満たされていることを前提に提供されるものであり、かかる条件の全部又は一部が満たされない場合には、当社の判断により、前項各号に定める各サービスの全部又は一部の提供が終了し、かかるサービス終了により利用者が被った損害について、当社はいかなる責任も負担しないことを、利用者は承諾するものとしします。
10. 当社による第 3 条第 1 項各号に定める各サービスは、本規約及び本関連契約に定める条件（決済代金の支払の条件、支払日、支払金額等を含むがこれに限られない。）のもとで提供されるものであり、かかる取扱いにより利用者が被った損害について、当社はいかなる責任も負担しないことを利用者は承諾するものとしします。

- 1 1. 当社は、本関連契約の条項又は同契約の契約当事者との合意に基づき、当社独自の判断により、本関連契約の全部又は一部を解除、解約又は更新拒絶等により終了させ、又は、その内容を変更することができ、かかる取扱いにより利用者が被った損害について、当社はいかなる責任も負担しないことを利用者は承諾するものとします。
- 1 2. 当社は、本関連契約をその条項に従い誠実に履行するよう努めるものの、当社は、本関連契約の有効な成立及び存続を利用者に対して保証するものではなく、本関連契約の終了（当社に生じた事由により本関連契約が解除された場合を含むが、これに限られません。）により、利用者が被った損害について、当社はいかなる責任も負担しないことを利用者は承諾するものとします。
- 1 3. 本関連契約の全部又は一部の終了又は変更等があった場合並びに本関連契約に基づくサービスの全部又は一部の提供中止又は提供停止等がなされた場合その他の事情により **Sma-pa CHECKOUT** の全部又は一部の利用ができなくなった場合、当社は利用者に生じる費用負担又は損害について一切の責任を負わないものとし、利用者は、自己の費用と責任により顧客に対して当該サービスが利用できなくなることについて必要な周知を行うものとし、当社は、かかる周知について何らの費用及び責任も負担しません。
- 1 4. 利用者は、利用者による物品の販売又は役務の提供に関する、利用者の顧客との間のあらゆる契約に関する紛争（診療行為、医療行為に関するものを含むが、これに限られません。）について、自己の責任において解決するものとし、かかる紛争について当社は一切責任を負わないものとします。
- 1 5. 顧客は、領収書・明細書データの顧客に対する電子交付が可能になった日から 1 年間（なお、同期間は、クラウドサーバーの状況及びお客様の利便性等に鑑み、当社により延長されることがあります。）に限り、本アプリを利用して、当該領収書・明細書データをダウンロードすることができます。当該期間経過後は、領収書・明細書情報は削除されるため、顧客は当社から領収書・明細書データの電子交付を受けることができず、顧客自身の責任において、利用者に対して領収書及び明細書の交付を請求することとされているため、利用者は、領収書及び明細書の印刷その他の方法により、顧客の請求に対して自己の責任において適切に対応するものとします。本項の取扱いに関する顧客の利用者に対する問い合わせ又は顧客との間の紛争について、利用者は、自己の責任において解決するものとし、かかる紛争について当社は一切責任を負わないものとします。
- 1 6. **Sma-pa CHECKOUT** に関する領収書・明細書情報の削除は、当社所定の方法により当該情報又はデータに係る暗号化キーのみを削除する方法によるものとし、顧客に対して削除が完了した旨又は当社所定の要件を満たさないことにより削除が完了し

なかった旨の通知はなされないものとします。

17. 本利用契約が終了した場合には、領収書・明細書情報は、当社と顧客との間の契約に基づき取り扱われるものとし、利用者は、当社に対して領収書・明細書情報の削除等を求めることはできないものとします。
18. 前各項に定める事項は、当社所定のシステム要件等を満たす場合において利用者と合意の上で提供される、**Sma-pa CHECKOUT** 及び／又は本アプリの補助機能としてのサービス（カード決済サービス利用時のお薬番号通知機能を含むがこれに限られない。）に対しても、その性質に明らかに反しない限り適用されるものとします。

#### 第19条（解約）

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は何らの通知、催告を要せず直ちに本利用契約の全部又は一部を解約できるものとします。
  - (1) 本規約又は本関連契約に違反したとき。
  - (2) 自らが振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。
  - (3) 差押え、仮差押え又は競売の申し立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。
  - (4) 破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがあったとき、若しくは清算に入ったとき。
  - (5) 解散若しくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
  - (6) 法人格、役員又は幹部（職員）が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む。）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、そのおそれがあるとき。
  - (7) 本関連契約における解除事由に該当したとき。
  - (8) 前各号に定めるほか利用者の信用状態が悪化したと認められるとき。
  - (9) 前各号に定めるほか解約を客観的に相当とする事由があるとき。
2. 利用者が、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の債務を直ちに履行するものとします。
3. 前項の規定に基づいて利用者が本利用契約を解約した場合でも、利用者は、当社が定める本利用契約の期間満了日までの **Sma-pa CHECKOUT** の利用料金の支払義務を免

れることはなく、また、支払済みの利用料金の返金を求めることはできないものとします。

## 第2編 カード決済サービス

### 第1章 総則

#### 第20条（目的）

1. 本編は、利用者がカード決済サービスの利用を申込み、第3条及び第4条の定めるところにより、当社が同サービスに係る提供を承諾した場合におけるサービスの条件及び手続等を定めるものです。

#### 第21条（カード決済サービスの概要及びサービス提供の条件等）

1. カード決済サービスは、（1）当社がトヨタファイナンス株式会社（以下「TF」という。）との間で締結する包括加盟店契約その他の契約及び／又は（2）利用者がクレジットカード会社との間で締結する加盟店契約その他の契約のうち、利用者が当社に対して届け出て、当社の書面による承認を受けた契約（変更後のものを含め、以下「カード決済関連契約」といいます。）に基づき、カード決済関連契約に定めるクレジットカード（以下「カード」といいます。）を所持する利用者の顧客（以下「会員」といいます。）が、会員に対する医療費債権について、カードによって支払うことを可能にするサービスです。利用者が上記（1）のTFとの間の契約を届け出た場合には、本編第2章の規定が適用されるものとします。
2. カード決済サービスは、次に掲げる条件が全て満たされていることを前提として、提供されるものとします。
  - （1）利用者が本規約の内容を承諾していること。
  - （2）利用者がカード決済サービスの利用を申込み、第3条及び第4条の定めるところにより、当社が同サービスに係る提供を承諾することにより、利用者と当社間でカード決済サービスに関する契約が有効に成立し、存続していること。
  - （3）その他当社所定のシステム要件その他の条件を充足していること。

#### 第22条（手数料等）

1. 利用者は、カードによる通信販売の額の合算額に対して、別途当社及び／又はクレ

ジットカード会社(TFを含む。)が定める方法又は料率により計算した決済手数料(以下、「手数料」といいます。)(0円未満は四捨五入)を、当社が指定する方法にて支払うものとします。

## 第2章 TF条項

### 第23条 (通信販売の定義)

1. 通信販売とは、利用者が原則として利用者の宣伝媒体において、会員がカードの提示及び署名によらずに会員番号・有効期限・会員氏名等必要な取引事項を書面又は電話等を利用して利用者に伝達することにより商品等の購入等(サービスの受益を含み、以下同様とする)を申し込み、カードにより当該購入等に係る代金の決済を行う信用販売取引をいうものとします。
2. 電子商取引とは、第1項に定める通信販売のうち、会員がカードの提示及び署名によらずに会員番号・有効期限・会員氏名等必要な取引事項を第31条に定めるセキュリティのもとで、インターネットその他の通信手段を介して商品等の購入等を申し込み、カードにより当該購入等に係る代金(以下「本件代金」といいます。)の決済を行う信用販売取引をいうものとします。
3. 利用者は、通信販売を行うに際して、TF所定の加盟店標識を掲示するものとします。
4. 利用者は、カードの取扱い・利用者の業務内容等についてTFより資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
5. 利用者は、カードの適正な普及向上に協力するものとします。

### 第24条 (当社の代理権等)

1. 当社は、本利用契約におけるTFと利用者間の取引について利用者の行為すべてを代理するものとします。また、利用者は、本利用契約の履行にあたり、立替金の受領等の本利用契約に関する包括的代理権を当社に授与するものとします。
2. 利用者は、自らが会員に対して負担する責任及び一切の債務の履行に不履行が生じた場合、当社が当該履行につき一次的責任を負うことを当社に委託し、当社がかかる責任について利用者に対して事前又は事後の求償を求めた場合、利用者は直ちにかかる求償に応じるものとし、かかる責任により当社に生じた損害、損失等の一切を賠償又は補償するものとします。

#### 第25条（地位の譲渡の禁止等）

1. 利用者は、本利用契約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 利用者は、本利用契約に基づき利用者が TF に対して有する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

#### 第26条（業務の委託）

1. 利用者は、本利用契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。
2. 前項にかかわらず、TF が事前に承認した場合には、利用者は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
3. 前項により TF が業務委託を承認した場合においても、利用者は本利用契約に定めるすべての義務及び責任を免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」といいます。）が委託業務に関連して、TF 又は他の第三者に損害を与えた場合、利用者は業務代行者と連帯して TF 又は他の第三者の損害を賠償するものとします。
4. 利用者は、業務代行者を変更する場合は、事前に TF に申し出て、TF の承認を得るものとします。

#### 第27条（通信販売に関わる広告）

1. 利用者は、利用者の負担と責任において、通信販売に関する広告（以下「広告」といいます。）の企画、制作を行うものとします。
2. 利用者は、広告の制作にあたり、次の事項を遵守するものとします。なお、TF からの訂正、削除の申出があった場合は、直ちにその申出に従うものとします。
  - (1) 会員の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
  - (2) 公序良俗に反する表示をしないこと
  - (3) 割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守すること
  - (4) 広告には、次の事項を適正に表示すること
    - ①利用者の商号、屋号
    - ②利用者の所在地
    - ③利用者の電話番号、電子商取引においては電子メールアドレス
    - ④責任者名及び責任者の連絡方法
    - ⑤商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金
    - ⑥商品等の引渡し時期

- ⑦本件代金の支払時期及び方法
  - ⑧商品等の返品・取消に関する説明
  - ⑨その他 TF が重要と認めた事項
  - ⑩電子商取引においては、データを暗号化しても完全に機密性が保持できないことの注意文言
- (5) 利用者は、商品等の広告媒体に、代金支払方法としてカードが使用できる旨表示すること

#### 第28条（取扱商品等）

1. 利用者は、次の商品等を取り扱うことができないものとします。
  - (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の関連法令の定めを違反するもの
  - (2) 公序良俗に反するもの
  - (3) 第三者の著作権、肖像権、知的所有権等を侵害する恐れがあるもの
  - (4) その他当社及び TF が不適当と認めたもの
2. 利用者は、旅行商品・酒類・米類等、販売にあたり許認可を得るべき商品等を取り扱う場合は、当社及び TF の承認を事前に得るものとし、TF が求めた場合は、許認可を証明する関連書類を提出するものとします。また、利用者は、当該許認可を喪失した場合は直ちに喪失した旨を当社及び TF に通知し、当該商品等の通信販売を中止するものとします。
3. 利用者は、商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他有価証券等 TF が指定する商品・サービス等については、信用販売を行わないものとします。ただし、TF が個別に承諾した場合はこの限りではありません。
4. 利用者は、ソフトウェアのダウンロード等、発送を伴わない商品等を取り扱う場合は、TF の認めた運用方法により通信販売を行うものとします。

#### 第29条（通信販売）

1. 利用者は、会員が商品等の販売又は提供を求めた場合、本利用契約に従い、正当かつ適法に会員に対し通信販売を行うものとします。

#### 第30条（通信手段）

1. 本利用契約の対象とする通信販売は、次に定める通信手段により行うものとします。
  - (1) コンピュータによる通信
  - (2) その他 TF の認めた通信手段

#### 第31条（通信販売の方法）

1. 利用者は、会員から通信販売の申込みがあった場合、会員より次の事項を注文票等

により受け付け、若しくは次の事項の記載のあるデータ（以下「申込データ」といいます。）を送信させるものとします。

- (1) 会員の氏名・住所
- (2) 会員番号
- (3) カードの有効期限
- (4) 商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
- (5) 商品等の対価額、付帯費用の支払方法及び数量
- (6) 商品等の本件代金の支払方法
- (7) 商品等の配送先
- (8) その他、TFが必要と認める事項

2. 利用者は、会員から本条による通信販売の申込みがあった場合、TFより第32条に定める事前承認を得た上で、申込みを行った当該会員がカードを所有している本人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認して通信販売を行うものとします。
3. 利用者は、原則として決済完了時に、当社を通じて、商品等の名称、数量、本件代金の額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項等を記載した書面を会員に交付するものとします。
4. 利用者は、TFが、会員のカード使用状況等について調査を依頼した場合、これに対し協力するものとします。
5. 2回払い販売、ボーナス1回払い販売、ボーナス2回払い販売、回数指定分割払い販売について、最低取扱金額を別途当社及びTFが定めた場合、利用者は当該最低取扱金額未滿で通信販売することはできないものとします。
6. 利用者が電子商取引を行う場合には、前五項に加えて次の事項を遵守するものとします。
  - (1) 利用者は、会員から電子商取引の申出を受け付ける場合には、前項の申込データに関する情報を暗号化するなどあらかじめTFよりセキュリティ確保措置、運用方法などの承諾を得るものとします。あわせて、暗証番号について送信又は端末操作などさせないものとします。
  - (2) 利用者は、会員から電子商取引の申込みがあった場合、会員に対し、購入申込み等の仕組みを提示し、会員が会員と利用者との間の商品等の購入成立時及び購入内容を明確に認識できる措置を講ずるものとします。
  - (3) 利用者は、会員が第1項の申込みを行う際に、申込みの訂正等ができる措置を講ずるものとします。
  - (4) 利用者が、電子商取引の申込みを受け、会員の承諾を得た場合に限り、第3項の書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を、TFが認めた電子情報処理組織

を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法で提供することができるものとします。

### 第32条（電子商取引におけるセキュリティ保持義務）

1. 当社及び利用者は、利用者の保有している会員の情報を含む一切の情報及びシステムを第三者に閲覧・改竄・破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで、本利用契約を履行するものとします。
2. 万一、前項のセキュリティ保持義務が守られず損害が生じた場合、当社及び利用者は、その全責任を負うものとし、TF に一切迷惑をかけないものとします。
3. 当社及び利用者は、申込データ及びそれに対するその後の処理経過を、本取引を行うために特別に設けたコンピュータ・ファイル等に取引日ごとに整理して記録するものとします。
4. 当社及び利用者は、セキュリティ保持措置等につき、TF が情報の保全を目的とした改善をなすことを申し出た場合には、その主旨に基づき、セキュリティ保持措置等につき所要の改善を講じなければならないものとします。

### 第33条（事前承認の義務）

1. 利用者は、会員より通信販売の申込みを受けた場合、事前にその全件についてTF の承認を求めるとし、承認を得た時は、第33条第1項に定める売上票等の承認番号欄に承認番号を記載するものとします。
2. 利用者は、CCT（クレジット・センター・ターミナル）等TF が認める端末機（以下「端末機」といいます。）を設置した場合には、それに関するTF 所定の方法により、本利用契約に関わる全ての通信販売にこれを使用するものとします。
3. 何らかの理由（故障、電話回線障害等）により端末機が使用できない場合は、利用者は、すべての通信販売につき、その都度、TF に事前に連絡をして、承認番号を取得するものとします。
4. 前三項に違反し、TF の承認を得ないで通信販売を行ったときは、当該通信販売の代金全額について、利用者は一切の責任を負うものとします。

### 第34条（売上票の作成）

1. 利用者は、注文票若しくは申込データの記載事項に基づき、TF 所定の売上票若しくは売上票に代わるものとしてTF 及び当社が認めた売上を証するデータ等（以下「売上票等」といいます。）を作成するものとします。
2. 利用者は、TF の付与する承認番号及びその取得日とともにその申込データを、電子記録媒体を用いて売上票等に代えることができるものとします。
3. 利用者が売上票等に記載できる金額は、本件代金（税金・送料含む）のみとし、立

替金及び過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、会員に告知し、会員が了承した金額以外は、記載できないものとします。

4. 利用者は、売上票の金額訂正、本件代金の分割記載、取扱日付の不実記載等ができないものとします。
5. 利用者は、TF 及び当社所定の売上票及び売上集計票以外は使用できないものとします。ただし、TF が事前に承認した場合を除くものとします。また、TF が交付した売上票は、利用者の責任において保管し、他に譲渡できないものとします。

#### 第35条（通信販売の円滑な実施）

1. 利用者は、有効なカードを利用した会員に対し、その取扱いを拒絶したり、直接現金での支払いを要求したり、他社の発行するカードの利用を要求したり、現金販売と異なる代金を請求したりする等、カードの円滑な使用を妨げる何らの制限も行うことができないものとします。

#### 第36条（商品等の引渡し）

1. 利用者は、会員より通信販売の申込みを受け付け、第 32 条による事前承認を得たときは、速やかに会員の指定する場所に商品等を送付又は提供するものとします。ただし、商品等の発送又は提供遅延が生じた場合、利用者は、速やかに当該申込会員に連絡を行い、会員に対し書面をもって引渡時期等を通知するものとします。
2. 利用者は、会員が商品等の発送先として郵便局内私書箱・私設私書箱等商品等の受領確認が不明確となる住所を指定した場合は、当該住所に商品等を発送しないものとし、会員に商品等の発送ができない旨を連絡するものとします。
3. 利用者は、商品等の発送については、商品等の発送簿等を整備し、発送済み又は提供済みである旨を記録するとともに、運送機関の荷受伝票等又は会員の受領書等を受領するものとします。
4. 利用者がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、TF が認めた当社所定の方法による会員の購入承諾をもって、商品等の発送とみなすものとします。

#### 第37条（取引記録の保管等）

1. 利用者は、第 30 条の注文票若しくは申込データ、第 35 条の商品等の発送簿等、荷受伝票等、受領書等及び通信販売の代金の入金に係る基幹システムデータ又は日報等の通信販売の売上に関する資料（以下「取引記録」といいます。）を作成日から 7 年間保管するものとし、TF の要請があるときは、速やかに TF 所定の方法により TF 宛提出するものとします。

2. 前項に基づいて TF 宛に取引記録を提出する場合で、原本以外を提出するときは、利用者は、その取引記録が原本と相違ないことを証する書面を提出するものとします。

#### 第38条（カードの不正利用等）

1. 利用者は、申込者がカード所有者本人以外と思われる場合又はカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合は、通信販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
2. 前項に違反して通信販売を行った場合は、利用者は本件代金の全額について責任を負うものとします。
3. 紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカード又は第三者によるカードや会員番号の悪用等に起因する売上が発生した場合、利用者は、必要に応じて、所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

#### 第39条（法令遵守）

1. 本利用契約に基づく通信販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面並びに通信販売方法について、利用者は、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守するものとします。

#### 第40条（立替金の請求）

1. 利用者は、第 33 条に基づき作成した売上票等を通信販売の種類別に集計し、TF 所定の売上集計票を添付して、利用者が会員に対して通信販売を行った日から原則として 30 日以内に TF 宛到着するように提出することにより、立替金を請求するものとします。
2. 前項の期間経過後に TF に到着した売上票等について、TF が会員より当該売上票等に記載された債権（以下「売上債権」といいます。）の回収ができなかった場合、利用者が一切の責任を負うものとします。
3. 利用者は、会員に対して通信販売を行った日から 2 ヶ月以上経過した売上票等について、その代金を請求できないものとします。
4. 第 1 項の立替金の請求は、当該売上票等及び売上集計票が TF に到着した時にその効力を生ずるものとする。ただし、電子記録媒体によって請求する場合には、そのデータが TF のコンピュータによって事故なく読み込まれた時をもって、請求の効力が生ずるものとします。
5. 利用者は、売上債権を第三者に譲渡できないものとします。

#### 第41条（立替金の支払方法）

1. 前条の請求に基づく当社の利用者に対する立替金の支払いについては、別途当社が定める締切日、支払日、及び支払条件に基づき、それぞれの売上債権の総額より第42条第1項記載の手数料を差し引いた金額を、当社所定の方法及び期限により利用者名義の口座に振り込む方法により支払います（振込手数料は利用者負担とします）。
2. 当社及び利用者がTFに送付した売上票等が、本利用契約に違反している場合には、TFは、第1項に定める当社名義の口座への立替金の支払いを拒絶し、かつ、当社はTFから第1項に定める当社名義の口座への立替金の支払いがなされるまで、同様に利用者に対する支払を拒絶することができるものとします。
3. 当社及び利用者から提出された売上票等の正当性に疑義がある場合、当社及び利用者は、正当性を証明できる資料を提出する等TFの調査に協力するものとします。また、その調査が完了するまで、TFは、第1項に定める当社名義の口座への立替金の支払いを保留でき、かつ、当社はTFから第1項に定める当社名義の口座への立替金の支払いがなされるまで、同様に利用者に対する立替金の支払いを保留できるものとします。

#### 第42条（相殺）

1. 利用者がTF及び当社に対し本利用契約の定めに基づき生じた債務がある場合には、TF及び当社は、利用者に支払うべき立替金をもってこれを相殺することができるものとします。

#### 第43条（申込みの取消）

1. 会員から商品等の購入の取消、返品、変更等の申出があり、利用者がこれを受け入れる場合は、利用者が会員から商品等を受領した日をキャンセル日とし、直ちにTF所定の売上票等に必要事項を記入したうえで、当社の営業時間内に当社を通じてTF宛提出するものとします。ただし、第45条の適用がある場合は除くものとします。
2. 商品等の特性に鑑みて、利用者が会員からの前項の申出を受け入れない場合は、販売時点でその旨を会員に対して明記するものとします。
3. TFは、第1項による会員の申出を利用者が受け入れた後に同項の定めるところにより、売上票等を当社及び利用者より受領した時は、直ちに利用者に対し当該売上票等に係る立替金の支払いを停止するものとします。また、当該立替金がTFより利用者へ支払い済みの場合は、利用者はTFに対しTF所定の方法により直ちに返還するものとします。TFは、利用者が当該立替金を返還しない場合、当社に対して支払う支払金総額から当該立替金を差し引けるものとします。
4. 利用者が音声・画像・ソフトウェア等のデジタル商品をダウンロードする場合の申

込み取消については、別途、TF と利用者間で協議するものとします。

#### 第44条（会員との紛議）

1. 会員のカード利用により利用者が提供した商品等に関して、性能上、アフターサービス上、販売上等で何らかの紛議が生じた場合、利用者は、その負担と責任において、かかる紛議を遅滞なく処理するものとします。
2. 前項の会員との紛議に関して、会員が TF に対する支払いを拒否し又は滞らせた場合、利用者は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
3. 利用者と会員との間で第 1 項に定める紛議が発生した場合、TF は、利用者に対し、当該紛議に関して調査を行うことができるものとします。なお、利用者は、TF が行う調査に対し協力するものとします。
4. 前項に基づく調査により、TF が利用者に対し紛議の再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、利用者は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。
5. 第 2 項に該当する場合、利用者に対する立替金（以下「本件立替金」といいます。）の支払いは、次のとおりとします。
  - (1) 本件立替金が立替払い前の場合には、TF 及び当社は、当該本件立替金の支払いを保留又は拒絶できるものとします。
  - (2) 本件立替金が立替払い済みの場合には、利用者は、TF 及び当社の請求に応じ、遅滞なく立替金を返還するものとする。また、TF 及び当社は、当該本件代金を次回以降の利用者に対する立替金から差し引けるものとします。
  - (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、TF 及び当社は、利用者に対し当該立替金を支払うものとします。

#### 第45条（健全な販売の維持に関する責任）

1. 利用者が、次のいずれかの事由に該当する場合には、TF 及び当社は、利用者からの請求に対する立替金の支払いを拒絶することができ、TF 及び当社がその立替金を支払い済みの場合には、利用者は、TF 及び当社に対して、直ちに返還するものとします。
  - (1) 売上票等が正当なものでないとき
  - (2) 売上票等の記載内容が不実不備であるとき
  - (3) 第 30 条、第 34 条に違反して信用販売をしたとき
  - (4) 第 36 条に違反して取引記録を提出しないとき
  - (5) 第 37 条に違反して不正使用と思われるカード使用者に通信販売をしたとき

- (6) 第39条第1項の規定に違反し、又は第2項の事態が生じたとき
  - (7) 第40条第4項又は第44条第3項の調査（TF及び当社が求める資料の提出を含む）に当社又は利用者が協力しないとき
  - (8) 前条の会員との紛議が解消しないとTF及び当社が判断したとき
  - (9) カード会員以外の第三者がカードを利用したとき
  - (10) 会員から自己利用でない旨の申し出がTF、当社又は会員の所属するカード会社にあったとき
  - (11) その他利用者が本規約に違反して信用販売を行ったことが判明したとき
2. 前項各号のいずれかに該当した場合、TF及び当社は、売上票に取消表示をして、利用者に返却するものとします。また、立替金が支払済みであるにもかかわらず利用者が立替金を返還しない場合には、TF及び当社は、次回以降利用者に対して支払う支払金総額から立替金を差し引けるものとします。

#### 第46条（契約終了後の処理）

- 1. カード決済関連契約1が終了した場合でも、契約終了日までに行われた通信販売等は有効とし、当社及び利用者は、当該通信販売等を本利用契約に従い取り扱うものとします。
- 2. TFがカード決済関連契約1を解除した場合、TFは、会員から売上債権の支払いを受けるまでは、利用者に対する立替金の支払いを留保することができるものとします。また、TFが会員からの支払いを受けることができないと判断した場合には、立替金の支払いを拒絶することができるものとし、既に支払済みの場合には、当社及び利用者は、当該立替金を即時返還するものとします。
- 3. 利用者は、カード決済関連契約1が終了した場合には、直ちに利用者の負担と責任において、広告媒体からカードの取扱いに関する加盟店標識等のすべての記述・表記を取り外すとともに、TFより交付された売上票、売上集計票等の販売関係書類や販売用具等を速やかにTFに返還するものとします。なお、端末機を設置している場合には、TF所定の方法によるものとします。

#### 第47条（加盟店情報の収集及び利用等）

- 1. 当社、利用者及びその代表者（以下併せて「当社等」といいます。）は、TFが本項（1）に定める当社等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。
  - (1) カード決済関連契約1を含むTFと当社等との間の加盟申込審査及び加盟後の管理等取引上の判断の為に、以下の当社等の情報（代表者の個人情報を含み、以下

「加盟店情報」といいます。)を収集、利用すること。

- ①当社等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等当社等が加盟申込時及び変更届時に届け出た事項
  - ②加盟申込日、加盟承認日、端末機番号、取扱商品、販売形態、業種等の当社等とTFの取引に関する事項
  - ③当社及び利用者のカードの取扱状況
  - ④TFが収集した当社等のクレジット利用履歴
  - ⑤当社及び利用者の営業許可証等の確認書類の記載事項
  - ⑥TFが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
  - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- (2) 以下の目的のために、加盟店情報を利用すること。ただし、当社又は利用者が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、TFは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申出はTFお問い合わせ窓口へ連絡するものとします。)
- ①TFが本契約に基づいて行う業務
  - ②宣伝物の送付等TF又は他の加盟店等の営業案内
  - ③TFのクレジットカード事業、その他TFの事業(TF定款記載の事業をいいます。)における新商品、新機能、新サービス等の開発
- (3) カード決済関連契約1に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。

2. 当社等は、TF、TFが日本国内、国外で現在及び将来において提携する会社、組織が運営するクレジットカード取引システムに参加するカード会社のうち、TFと本項に関し提携したカード会社、又はこのカード会社と同様に提携したカード会社(以下「提携会社」といいます。)が加盟申込審査及び加盟後の管理等取引上の判断のために、本条第1項(1)①②③④の加盟店情報を共同利用することに同意するものとします。なお、本項に基づく共同利用に係わる加盟店情報の管理に責任を有する者はTFとします。(TFは提携会社を次のホームページアドレスに掲載するものとします。)

ホームページアドレス：<http://ts3card.com/>

#### 第48条(加盟店情報交換制度について)

1. 加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」といいます。)は、加盟店契約の申込を受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等の目的のため、本条第2項(2)共同利用する情報の内容に定める

各号の情報を収集・利用し、加盟店情報交換センター（以下「JDMセンター」といいます。）へ登録し、JDM会員によって共同利用するものとします。

## 2. 加盟店情報の共同利用

### （1）共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、JDM会員における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、TFがJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の制度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とします。

### （2）共同利用する情報の内容

- ①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該当社等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ②包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由
- ③利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
- ④利用者等（契約済みのものに限りません。）からJDM会員に申し出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報
- ⑤行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報
- ⑥上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑦前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記④の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除きます。

### （3）登録される期間

本条第2項（2）の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されるものとします。

## 3. 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつJDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及びJDMセンター

※JDM会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載するものとします。

ホームページ：<http://www.j-credit.or.jp/>

4. 制度に関するお問合わせ先及び開示の手続き

加盟店情報交換制度に関するお問合わせ及び開示の手続きについては、本条第5項JDMセンターまで申出るものとします。

5. 運用責任者

- ・一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）  
住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住友生命日本橋小網町ビル  
電話番号：03-5643-0011（代表）

第49条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 当社等は、TF及びJDMセンターに対して、TF及びJDMセンターが保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。
  - (1) TFへの開示請求：TFお問い合わせ窓口へ
  - (2) JDMセンターへの開示請求：前条に記載のJDMセンター窓口へ
2. 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、TFは速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第50条（カード番号等の取引情報保護）

1. 利用者は、本契約に基づいて知り得た会員番号その他のカード及び会員に付帯する情報並びに秘密である旨明示された手数料率を含むTF及び当社の営業上の機密（以下「取引情報」といいます。）を他に漏洩又は紛失してはならないものとします。また、取引情報を信用販売を行う目的以外に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに当社及び利用者の責任のもとに当該取引情報を破棄又は消去等するものとします。
2. 利用者は、カードの完全な磁気ストライプデータ（ICチップから読み出した磁気ストライプイメージを含む）・暗証番号・セキュリティコードについては、たとえ暗号化したとしても、第32条に基づく利用後、一切保管してはならないものとします。
3. 利用者は、取引情報が第三者に漏洩又は紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
4. 利用者の責に帰すべき事由により、TFに会員番号その他のカード及び会員に付帯す

る情報に関する漏洩事故、紛失事故等による損害（カード再発行にかかわる費用等）が発生した場合には、TF は利用者に対し当該損害の賠償を請求することができるものとします。

5. 取引情報が漏洩、紛失等した場合、又はそのおそれがあると認められる場合、利用者は、直ちに TF に連絡するものとし、TF が当該連絡に基づき実施する調査に応じること、及び TF が信用販売の停止等の措置を講ずることを了承するものとします。
6. 利用者は、取引情報が漏洩、紛失等した場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、TF に当該再発防止策について通知するものとします。なお、利用者は、当該再発防止策に対し TF から指導を受けた場合は、これに従うものとします。
7. 第 1 項から第 6 項までの規定は、カード決済関連契約 1 終了後においても効力を有するものとします。

### 第3編 コンビニ後払い決済サービス

#### 第51条（目的）

本編は、利用者がコンビニ後払い決済サービスの利用を申込み、第3条及び第4条の定めるところにより、当社が同サービスに係る提供を承諾した場合におけるサービスの条件及び手続等を定めるものです。

#### 第52条（コンビニ後払い決済サービスの概要及びサービス提供の条件等）

1. コンビニ後払い決済サービスは、当社が **GMO** ペイメントサービス株式会社（以下「**GMO-PS**」といいます。）との間で締結する契約（変更後のものを含め、以下「コンビニ後払い決済関連契約」といい、本編において引用しているコンビニ後払い決済関連契約の条文も、特に別異に解すべき事情ある場合を除き、変更後のものを含むものとしします。）に基づき、利用者の顧客が利用者の顧客に対する医療費債権について、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」といいます。）による収納代行によって支払うことを可能にするサービスです。
2. コンビニ後払い決済関連契約は、当社と **GMO-PS** との間で締結された **GMO** 後払い加盟店規約（ショッピングモール等運営者用-役務提供）（変更後のものを含め、以下「コンビニ後払い決済関連契約1」といいます。）を含みます。
3. コンビニ後払い決済サービスは、次に掲げる条件が全て満たされていることを前提として、提供されるものとしします。
  - （1）利用者が本規約の内容を承諾していること。
  - （2）利用者がコンビニ後払い決済サービスの利用を申込み、第3条及び第4条の定めるところにより、当社が同サービスに係る提供を承諾することにより、利用者と当社の間でコンビニ後払い決済サービスに関する契約が有効に成立し、存続していること。
  - （3）その他当社所定のシステム要件その他の条件を充足していること。

#### 第53条（コンビニ後払い決済サービスの内容）

1. コンビニ後払い決済サービスの内容は、以下のとおりとしします。
  - （1）コンビニ後払い決済関連契約の定めるところにより、利用者が当社に提供した取引データ等及び利用者の顧客に対する医療費債権に関する情報を **GMO-PS** に対して与信審査等のために伝送すること。

- (2) **GMO-PS** の与信審査に合格した場合において、当社所定の条件により、当社が、利用者の顧客に対する医療費債権を、当該債権の額面から当社所定のコンビニ後払い決済サービス利用料を控除した額を対価として利用者から譲り受けること。
- (3) コンビニ後払い決済関連契約の定めるところにより、**GMO-PS** 又は当社が請求データ又は請求書を顧客に送付すること。
- (4) コンビニ後払い決済関連契約の定めるところにより、利用者の顧客に対する医療費債権を当社から譲り受けた **GMO-PS** が、顧客に対する医療費債権を回収すること。

#### 第54条（債権譲渡）

1. コンビニ後払い決済サービスは、**GMO-PS** が個々の医療に関する役務提供取引ごとに取引データ等に基づく与信審査を行い、これに合格した対象取引に対してのみ利用することができます。その場合、当社は、本規約に従い、利用者と顧客との間の医療に関する役務提供契約に基づく医療費債権を利用者から譲り受け、利用者に対してはその対価として代金相当額から当社所定の手数料（代金相当額の合算額につき、別途当社及び **GMO-PS** が定める料率により計算するものとする。）（0 円未満は四捨五入）を控除した額を、当社所定の方法及び期限により利用者名義の口座に支払い（以下「本立替払い」といい、支払われた金員を「本立替払金」といいます。）、顧客に対しては当社から医療費債権を譲り受けた **GMO-PS** が直接又は当社を通じて間接に代金の請求を行います。本立替払いに要する実費（銀行振込手数料等）及び顧客に対する代金の請求に係る実費は、利用者の負担とします。顧客に対する代金の請求に係る実費は月額費用として当社所定の方法により利用者に請求することとし、本立替払金とは相殺しないものとします。
2. **GMO-PS** による顧客に対する代金の請求は、以下のいずれかによるものとします。
  - (1) **GMO-PS** が直接顧客に対し請求書を送付する方法
  - (2) **GMO-PS** が請求書フォーマットを当社に送付し、当社において請求書を完成させ、顧客に送付する方法

#### 第55条（利用者の債務）

1. 当社は、利用者に対して本立替払いその他本規約に基づく支払いを行う場合、その時点で存在する利用者の当社に対する一切の支払債務（弁済期が到来しているか否かを問いません。）と対当額で相殺することができるものとします。弁済の充当の順位は、当社の指定するところによるものとします。

2. 前項において、相殺後も利用者の債務が残存する場合、当社は利用者に対し、元々の弁済期にかかわらず、当社の指定する期限までに超過分の金銭を支払うよう請求することができるものとします。この場合、利用者は当社に対し、当社の発行した請求書に従い、当該残債務全額を支払うものとします。支払に要する実費（銀行振込手数料等）は、利用者の負担とします。
3. 本編に基づくコンビニ後払い決済サービス提供に係る契約の存続中又は終了した場合のいずれであっても、当社は、利用者の当社に対するコンビニ後払い決済サービスに関する債務が消滅すること又は新たな債務が発生しないことが確定するまで、コンビニ後払い決済サービスに関する利用者に対する支払を留保することができるものとします。
4. 利用者は、当社又は当社が指定する者以外の者に対し、顧客に対する医療費債権を譲渡してはならず、かかる約定に反してなされた代金債権の譲渡は無効とします。
5. 当社による第1項に基づく相殺又は第3項に基づく支払留保について、当社は利用者に対して何ら責任を負わず、利用者は自己の責任と費用においてこれを解決するものとします。
6. 利用者は、顧客の支払遅延その他により **GMO-PS** の債権回収が困難な場合、**GMO-PS** のみの判断で、**GMO-PS** が弁護士等の第三者による訴訟その他の債権回収手段を採り得ることを、ここに認識し、承諾するものとします。

#### 第56条（与信限度額等）

1. 利用者は、**GMO-PS** がコンビニ後払い決済サービスの対象となる顧客の与信限度額その他の条件を随時任意に設定することができるものであることを承諾します。
2. 別途 **GMO-PS** と当社の間で書面による合意をした場合を除き、利用者が提供する対象取引における顧客の与信限度額は **5万円**（別途消費税等）とします。

#### 第57条（データ送信）

1. 利用者は、当社に対し、全ての対象取引につき、当社の要求する顧客情報その他の情報（以下総称して「取引データ」といいます。）を当社が指定する方法で提供するものとします。
2. **GMO-PS** は、顧客情報に基づいて顧客の与信審査を行い、当社に対し、その結果を

GMO-PS の指定する方法で通知します。GMO-PS は、当社及び利用者並びに顧客に対し、与信審査の結果に関し、その理由を開示する義務を負わないものとします。

3. 取引データの誤り等に起因する損害や顧客との紛争については、全て利用者が自らの費用と責任で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. GMO-PS は、顧客に対して随時電子メールその他当社の任意の方法で代金の支払請求、支払先の案内、支払期限等、必要な連絡をすることができるものとします。また、GMO-PS が求めた場合、当社又は当社の指示を受けた利用者は、顧客に対して、電子メールその他の方法で、債権譲渡の事実、時期及び債権者たる GMO-PS の商号その他当社の指定する事項を、各別に通知するものとします。

#### 第58条（コンビニ後払い決済サービスの提供拒絶）

1. 利用者は、コンビニ後払い決済関連契約 1 に基づき、GMO-PS がその判断により本立替払サービスを含むコンビニ後払い決済サービスの提供を拒否する可能性があること及び GMO-PS はその判断に完全な裁量権を有しており、利用者及び顧客は、いかなる場合にも異議の申立てや理由の開示を求めることができないことを承諾します。
2. 前項の取扱いにより利用者又は顧客が被った損害について、当社はいかなる責任も負担しないことを利用者は承諾するものとし、顧客の苦情その他利用者と顧客の間の紛争については、利用者が自己の責任と費用において解決するものとします。
3. GMO-PS は、コンビニ後払い決済関連契約 1 所定の事由に該当する可能性があると判断した場合、当社、利用者又は利用者の顧客に対して調査を申し入れることができるものとし、当社及び利用者はこれに応じて協力するものとします。また、利用者は、調査要請があった時点において、医療に関する役務提供のうち完了していない部分が仮にあった場合には、社会通念上及び医療上可能な限り、GMO-PS による調査が終了するまで、利用者の顧客に対し、コンビニ後払い決済サービスに係る役務提供を行わないものとします。
4. コンビニ後払い決済関連契約 1 所定の事由に該当する可能性があるとして GMO-PS が判断した場合において、GMO-PS が当社との債権譲渡契約を解除し、本立替払を拒否したときは、当社は、解除対象となった医療に関する役務提供契約に基づく医療費債権に係る当社と利用者との間の債権譲渡契約を解除できるものとします。

#### 第59条（コンビニ後払い決済サービスの中断）

1. 利用者は、コンビニ後払い決済関連契約 1 の定めるところにより、**GMO-PS** がコンビニ後払い決済サービスの提供を一時的に中断することができることを承諾するものとします。
2. 当社は、コンビニ後払い決済関連契約 1 に基づくサービス一時中断の事前通知を受けたときは、当該通知の内容を利用者に周知し、利用者は当該通知内容を承諾するものとします。

#### 第60条（支払金額の返還等）

1. コンビニ後払い決済関連契約 1 所定の事由に該当し又は該当するおそれがあると **GMO-PS** が判断した場合において、**GMO-PS** が当社との債権譲渡契約を同事由に基づき解除したときは、当社は、解除対象となった医療に関する役務提供契約に基づく医療費債権に係る当社と利用者との間の債権譲渡契約を解除できるものとします。
2. 前項に定める場合、当社は、本立替払いの履行義務を負わず、また既に本立替払いを行った場合には、利用者は受領した本立替払金相当額を直ちに当社に返還するものとします。なお、当社は、顧客に対し、当該解除の事実を通知し又は解除に係る顧客の承諾を得る義務を負わないものとします。また、前項に定める解除により顧客との間に生じた紛争については、全て利用者が自らの費用と責任で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 顧客が代金支払のためにコンビニエンスストア（以下「コンビニ」といいます。）を利用する場合、コンビニ若しくはコンビニが収納代行業務の一部を委託する第三者（以下「収納代行事業者」といい、総称して「代行サービス業者」といいます。）の責に帰すべき事由又は代行サービス業者の破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始、特別清算開始の申立て等の事由によって、顧客がコンビニで支払った売買代金を **GMO-PS** がコンビニから回収できなかった場合、第 1 項及び第 2 項によるものとします。
4. **GMO-PS** は、コンビニ後払い決済関連契約 1 所定の事由が生じるおそれがあると判断した場合、当社又は利用者若しくは顧客に対して調査を申し入れることができるものとし、当社は、**GMO-PS** への関連書類やデータ等の提出、**GMO-PS** の当社関連施設への立入の許可等、**GMO-PS** が必要と判断した協力をするものとします。また、利用者に対する調査が必要な場合には、利用者は、当該調査に協力するものとします。また、コンビニ後払い決済関連契約 1 に基づき **GMO-PS** が調査を終了するまで、当社に対する立替払いを留保した場合には、当社も利用者に対する本立替払いを留保する

ことができるものとします。利用者が調査開始後 1 か月以内にコンビニ後払い決済関連契約 1 所定の事由に該当する事由がないことが証明できない場合において、**GMO-PS** が当社との間の債権譲渡契約を解除したときは、当社は、解除対象となった医療に関する役務提供契約に基づく医療費債権に係る当社と利用者との間の債権譲渡契約を解除できるものとし、利用者は、既に当社が履行した本立替払いによる本立替払金相当額全額の返還及び発生した、又は **GMO-PS** から請求を受けた督促等の費用の支払いを求めることができるものとします。

5. 前項の調査開始後 1 ヶ月以内に、当社又は利用者にコンビニ後払い決済関連契約 1 所定の事由が存在しないと **GMO-PS** が認めた場合において、**GMO-PS** から当社に対して立替払いが行われたときは、当社は、利用者に対し、本立替払を実行します。ただし、その場合にも、支払が遅れたことによる遅延損害金等は発生しないものとします。

#### 第61条（利用者と顧客間の医療に関する役務提供契約のキャンセル等）

1. 利用者は、当社への取引データ送信後に対象となる役務提供契約の申込の撤回、錯誤その他の無効事由の判明、取消、解除、クーリングオフ等、役務提供契約が不成立又は無効となる事態（以下総称して「キャンセル等」といいます。）が発生したときは、直ちに当社に対して報告するものとし、当社はこれを **GMO-PS** に報告するものとします。また、利用者は、キャンセル等の扱いについて、顧客に対して事前に充分説明し、承諾を得るものとし、キャンセル等によって生じる顧客との間のキャンセル後の処理は、原則として利用者と顧客との間で直接行います。当社はこれらの処理に関して、いかなる責任も負わないものとします。
2. 当社が前項の報告の受領した時点で、**GMO-PS** が顧客からすでに代金を受領している場合は、**GMO-PS** 又は当社が別途指定しない限り、以下のとおりとします。
  - (1) 当社が利用者に対し本立替払いを行っているときは、利用者が顧客に対し、代金を直接返還するものとし、当社は後処理についていかなる責任も負わないものとします。
  - (2) 当社が利用者に対し本立替払いを行っていないときは、利用者が顧客に対し、代金を直接返還するものとし、当社は対象取引に係る本立替払金に相当する額を利用者に支払うものとします。
3. 当社が第 1 項の報告を受領した時点で **GMO-PS** が顧客から代金を受領していない場合は、当社が別途指定しない限り、以下のとおりとします。
  - (1) 当社が利用者に対し本立替払いを行っているときは、当社は利用者から本立替払金相

当額の返還を求めるものとし、利用者は当社指定の方法（利用者に対する当社の支払債務との相殺を含むものとし、）により、これを返還するものとし、

- (2) 当社が利用者に対し本立替払いを行っていないときは、当社は、かかる対象取引について、**Sma-pa CHECKOUT** の提供を拒否することができ、かかる対象取引についていかなる責任も負わないものとし、
4. 当社がキャンセル等の報告を受領した後に顧客から **GMO-PS** に対し代金の支払いがあった場合は、第2項の定めに拘らず、**GMO-PS** が顧客に対し、受領した代金を直接返還するものとし、この場合、当社が既に本立替払いを行っているときは、前項第1号を準用するものとし、
5. **GMO-PS** 及び当社は、前各項に定めるほか、利用者が本規約に違反しあるいは利用者が遵守すべき事項が遵守されていないことにより **GMO-PS**、当社又は顧客に著しい被害を与えるおそれがあると判断した場合、当該利用者が行った役務提供の一切又は問題があると判断した役務提供契約に係る **Sma-pa CHECKOUT** の提供を中止又は拒否できるものとし、この場合、規約違反の是正又は損害を与える行為の是正を求め、相当期間内に改善されない場合には、当社は利用者に対し、**Sma-pa CHECKOUT** の提供を中止又は拒否する旨若しくは利用者との債権譲渡契約の全部又は一部を解除する旨を通知することができます。また、利用者は、当社が既に支払った本立替払金相当額を、直ちに当社に返還するものとし、返還の方法は、当社の指示に従うものとし、

#### 第62条（利用者の基本的責任）

1. 利用者は、**Sma-pa CHECKOUT** に関連して生じた一切の紛争に関し、自己の責任と費用で解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとし、
2. 利用者は、自己と顧客との間で紛争が生じ、代金の支払いが円滑になされないおそれが生じた場合は、直ちにその旨及び当該代金を特定する事項（顧客名、役務提供契約の内容、代金額、弁済期を含むがこれらに限らない。）を当社に報告するものとし、
3. 利用者は、当社承認済み説明事項を必ず顧客に周知し、顧客が常に閲覧できる状態に供するものとし、

#### 第63条（設備維持等）

1. 利用者は、当社が別途定めるところにより、**Sma-pa CHECKOUT** の導入、運用に必要なシステム等及びこれらを維持するために必要な機器、人員等を自らの費用と責任で準備し、維持するものとし、なお、当社の指定又は推奨する機器又はソフトウェア

アのバージョンを使用せず、Sma-pa CHECKOUT の利用上に不具合が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第64条（利用者情報の変更等）

1. 利用者は、利用者について、コンビニ後払い決済関連契約 1 に定める報告事項と同等の事由が生じた場合、直ちに当社に報告するものとします。
2. 前項の報告がなかったこと又はその他当社の責によらない事由により、利用者への通知、送付書類、立替払金等の到達又は支払いが遅延し、あるいは到達又は支払ができなかった場合であっても、当社は、それらが利用者に着すべき時に利用者に着したのみならずことができ、利用者はこれに対して異議を述べないものとします。また、それにより発生した損害についても、当社は何ら責任を負わないものとします。
3. 当社は、利用者に対し、いつでも、当社が必要と判断する資料等の提出を求めることができるものとします。利用者は、正当な理由なく当社の請求を拒むことはできません。また、当社が利用者に対し、是正を求めた場合、利用者はこれに従うものとします。

#### 第65条（誓約事項）

1. 利用者は、コンビニ後払い決済サービスの利用に際して、次の各号に定める事項を誓約し、遵守します。
  - (1) コンビニ後払い決済関連契約 1 所定のコンビニ後払い決済サービスの利用のために必要な各要件を満たすこと。
  - (2) コンビニ後払い決済関連契約 1 所定の事項について、顧客に対して告知をするとともに承諾を取得すること。
  - (3) コンビニ後払い決済関連契約 1 所定の事項について、コンビニ後払い決済サービスを顧客が選択する前に予め顧客に対して告知すること。
  - (4) コンビニ後払い決済関連契約 1 所定の事由により証明書の発行等を求められたときは、遅滞なくこれに応じること。
  - (5) コンビニ後払い決済関連契約 1 所定の事由により医療費債権の譲り受けが拒否ないし否定された場合において、当社及び債権の譲受人に一切異議をのべず、迷惑をかけること。

- (6) 顧客の住所その他第 29 条に基づき送信した取引データにつき、変更が生じた場合には、電子メールその他当社の指定する方法により、当社に対して直ちに報告すること。
- (7) コンビニ後払い決済関連契約 1 において当社その他の関係者が遵守すべきとされている一切の事項を遵守すること。
- (8) 前号に違反する疑いのある事項について顧客又は第三者から指摘を受け、コンビニ後払い決済関連契約 1 に基づき当社が GMO-PS から報告を求められた場合において、当社に対して必要な報告を遅滞なく報告するものとし、指摘をした顧客又は第三者及び指摘事項に対する是正に真摯に対応すること。
- (9) コンビニ後払い決済関連契約 1 に基づき GMO-PS が不適当と判断した商品又は役務についてはコンビニ後払い決済サービスを利用して販売又は提供をしないこと。
- (10) コンビニ後払い決済サービスの申込時に申告した役務と異なる新たな役務を提供する場合は、事前に当社を通じて GMO-PS に報告した上、GMO-PS がコンビニ後払い決済関連契約 1 に基づき所定の手続を取ることができるよう協力すること。
- (11) コンビニ後払い決済関連契約 1 に定める禁止行為を行わず、かかる禁止行為又はそのおそれに関してその是正、報告又は調査その他の対応を求めた場合には必要な一切の協力をする。なお、相当期間内にかかる禁止行為又はそのおそれについての是正がなされなかった場合、当社がコンビニ後払い決済サービスの提供を終了できることを異議なく承諾すること。

#### 第66条（再委託）

GMO-PS 又は当社は、各自の責任において、コンビニ後払い決済サービスの全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

#### 第67条（利用者の責任）

1. 利用者は、利用者が顧客にコンビニ後払い決済サービスを提供することに関連して GMO-PS に対して負う金銭債務の履行に不履行が生じた場合、当社が当該履行につき一次的責任を負うことを当社に委託し、当社がかかる責任について利用者に対して事前又は事後の求償を求めた場合、利用者は直ちにかかる求償に応じるものとし、かかる責任により当社に生じた損害、損失等の一切を賠償又は補償するものとします。

## 第4編 雑則

### 第68条（機密保持）

1. 利用者は、当社の事前の書面による承諾なくして、本利用契約に関して、又は **Sma-pa CHECKOUT** を通じて当社から口頭又は書面を問わず開示されたアイディア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなど、当社の技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を **Sma-pa CHECKOUT** の利用その他本利用契約の目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏えいしなものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
  - （1）開示され又は知得する以前に公知であった情報
  - （2）開示され又は知得する以前に自らが既に所有していた情報
  - （3）開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報
  - （4）開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
  - （5）開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
3. 利用者は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含みます。）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。
4. 利用者は、秘密情報に関する全ての文書その他の媒体（電磁的に記録されたものを含みます。）及びそれらの複製物（以下「秘密書類」といいます。）を他の資料や物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。
5. 利用者は、事前に当社の書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできないものとします。
6. 利用者は、本利用契約が終了し、又は解除されたときは、すみやかに当社の指示に従い、すべての秘密書類を当社に返還し、又は破棄するものとします。

## 第69条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本利用契約に基づき保有した利用者に係る個人情報（以下「個人情報」といいます。）に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び当社が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従うほか、**Sma-pa CHECKOUT** の個人情報について以下の目的で保有し利用します。
  - （1）利用者への **Sma-pa CHECKOUT** の提供
  - （2）利用者の管理
  - （3）**Sma-pa CHECKOUT** の運営上必要な事項の連絡
  - （4）料金の請求に関する業務
  - （5）利用者からの問合せへの対応業務
  - （6）当社が発行するメールマガジンの配信
  - （7）当社及び第三者のサービスなどの広告、宣伝、お知らせ、販売の勧誘（Eメール等）及び斡旋
  - （8）キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの **Sma-pa CHECKOUT** に関する業務
  - （9）新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
  - （10）企業 PR 活動、各種事業に関するアンケート調査、モニター調査
  - （11）**Sma-pa CHECKOUT** におけるサービス用機器・設備等の設置、修理、点検、アフターサービス
  - （12）**Sma-pa CHECKOUT** におけるサービスをより良く充実したものにした上での提供
  - （13）利用者との取引・契約の適切かつ円滑な履行
3. 当社は、本利用契約の解約後において、**Sma-pa CHECKOUT** の個人情報を以下の目的で保有し利用します。
  - （1）当社サービスのお知らせ及び斡旋
  - （2）企業 PR 活動、各種事業に関するアンケート調査、モニター調査、お問い合わせへの回答

(3) 当社商品・サービスをより良く充実したものにした上での提供

4. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従い、個人情報を漏えい、滅失又は毀損から保護するために必要かつ適切な措置を講じます。

5. 利用者は、次に掲げる場合には、当社が個人情報を第三者に提供することに同意します。また、当社は、顧客の個人情報のうち、氏名、利用金額、クレジットカード番号、口座番号を、商品・サービスの料金等の請求及び収納の目的で **GMO-PS** その他の金融機関に、文書又は電子データにより提供することがあります。

(1) 利用者の同意が得られたとき。

(2) 法令等に基づくとき。

(3) 犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合又は消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けたとき。

(4) 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示するとき。

6. 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務及び **Sma-pa CHECKOUT** の個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合があります。委託先については、個人情報の適正な管理体制を備えている機関のみを選定し、かつ適正な管理を求めるための契約を取り交わしたうえで委託します。

7. 当社は、次に定める共同利用の目的の範囲内において、**Sma-pa CHECKOUT** の個人情報を次のとおり共同利用します。

・共同利用する個人データの項目

顧客の氏名、住所、電話番号、ファクシミリ、生年月日、**E-mail** アドレス

・共同利用する者の範囲

当社の親会社である株式会社 **USEN-NEXT HOLDINGS** 並びに当該社に属するグループ会社

( 詳細はリンク先の一覧をご覧ください  
<https://usen-next.co.jp/privacy/grouplist.html>)

・共同利用する者の利用目的

当社の親会社である株式会社 **USEN-NEXT HOLDINGS** に属するグループ会社の各事業に関連した商品・サービス及びそれらに関する情報を顧客にご提供するため並び

に新しい商品・サービスの研究及び開発のため

- ・ 個人データの管理について責任を有する者

株式会社 **USEN-NEXT HOLDINGS**

管理統括部 法務部長

8. 顧客は、当社に対して、自己に関する個人情報の利用の停止、消去、又は、第三者への提供を停止するよう請求することができます。
9. 顧客は、当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。また、顧客は、当社に対して、当社の保有する自己の個人情報に誤りや変更があった場合は訂正、追加、項目削除を請求することができます。
10. 当社は、当社グループ会社が提供するサービスをご利用される欧州連合（アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含み、以下「EU」といいます。）に在住する顧客から取得する個人情報について、当社が定める利用目的の達成のために、EU域外の国（主として日本ですが、これに限られません。）に移転して取り扱う場合があります。EU域外の国においてはGDPR（General Data Protection Regulation :EU一般データ保護規則）と同様のデータ主体の権利が認められない場合がありますが、個人情報の保護に関する十分な措置を確保いたします。

- 1 1. 当社は、顧客のプライバシーの保護、利便性の向上、広告の配信及び統計データの取得等のため、**Cookie** を使用することがあります。また、**Cookie** を利用して提供を受けた情報のうち、年齢や性別、職業、居住地域など個人が特定できない属性情報（組み合わせによっても特定ができないものに限り、）や端末情報、ご利用サイト内における利用者及び顧客の行動履歴（アクセスした URL アドレス、コンテンツ、参照順等）及びスマートフォン等の利用時における顧客の承諾・申し込みに基づく位置情報を取得することがありますが、**Cookie** 及び行動履歴等には個人情報は一切含まれておりません。

#### 第70条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び利用者は、当社及び利用者、当社及び利用者の親会社及び子会社等の関係会社、並びにそれらの役員及び従業員等が、反社会的勢力でないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するとともに、これらの反社会的勢力との関係を一切持たないことを保証します。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社及び利用者は、相手方が第 1 項及び第 2 項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、相手方に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、当該相手方は、これに応じるものとします。
4. 当社又は利用者が、反社会的勢力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと（以下これらの事由に該当する当事者を「違反当事者」といいます。）が判明し、相手方との取引を継続することが不適切である場合には、違反当事者は、相手方から請求があり次第、相手方に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならないものとします。
5. 前項の規定の適用により、違反当事者に損害が生じた場合にも、相手方になんらの請求をすることができないものとします。また、違反当事者の相手方に損害が生じたときは、違反当事者がその責任を負います。
6. 当社及び利用者は、相手方が違反当事者であることが判明した場合、催告することなく相手方との間で締結したすべての契約を解除し、契約の履行の停止その他必要と認められる一切の措置をとることができるものとします。なお、該当契約の解除、契約の履行の停止その他必要と認められる措置等により損害が生じた場合、違反当事者がその責を負うものとし、違反当事者の相手方は一切の責任を負わないものとします。
7. 本条の規定に基づき契約を解除した場合でも、違反当事者の相手方に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本利用契約の関連条項が適用されるものとします。

第71条（通知・届出事項等）

1. 本利用契約に基づく通知は、全て書面により、本利用契約に基づき行われるものであることを明確にしてなされるものとし、受取人たる相手方があらかじめ届け出た宛先に、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとします。なお、本利用契約の各当事者は、相手方に対し宛先の変更通知を行うことにより、宛先を変更することができるものとします。また、利用者は本利用契約のうち当社以外の第三者と締結する加盟店契約その他の契約に基づき当該第三者に届け出るべき事項については、当社に対してもその届出を行わなければならないものとします。

(1) 簡易書留郵便、書留郵便又はこれに準じた方法

(2) ファクシミリ通信又は電子メール（ただし、正本を(1)又は(2)の方法で相手方に速やかに交付しなければならない。）

2. 前項の通知の効力発生時点は、ファクシミリ通信による場合は受信が確認された時点、その他の方法による場合には実際に受領された時点とします。
3. 利用者は、その商号、代表者、代理人、署名、印鑑、所在地その他届出事項に変更があった場合には、当社に対して速やかに書面による通知を行う。利用者の連絡先について変更があった場合には、当社に対して速やかに書面による通知を行うものとします。
4. 前号の届出を怠ったために、本利用契約に基づき行われた通知が遅延し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなします。
5. 利用者、その代理人又はその承継者は、本利用契約及び本利用契約に関連する文書又は届出の印章の喪失した場合、遅滞なくその旨を書面により当社に届け出て、当社の指示に従う。なお、かかる手続が遅れたため生じた損害については、当社はその責任を負わないものとします。

#### 第72条（損害賠償）

1. 利用者が本利用契約に違反して当社に損害を与えた場合、利用者は、当社に対して、当社が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償するものとします。
2. 当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当社は、利用者に対して、利用者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を、1ヶ月分の利用料金相当額を上限として賠償します。

#### 第73条（遅延損害金）

利用者が当社に対して、Sma-pa CHECKOUT の利用料金に関する支払いが遅延した場合、当該利用者は当社に対して、支払期日の翌日から完済に至るまで 1 年を 365 日とする日割計算により年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第74条（第三者への委託）

当社は、Sma-pa CHECKOUT に関する業務の一部又は全部を、利用希望者及び利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、第三者に委託できるものとし、当社が必

要と認めた場合は契約情報及び利用情報について再委託先に対して再委託のために必要な範囲で情報を相互に通知します。

#### 第75条（監査等）

1. 利用者は、当社と別途合意するところにより、当社による **Sma-pa CHECKOUT** に関する業務の遂行状況、秘密情報及び個人情報の管理状況に関して監査をし、報告を求めることができるものとします。
2. 利用者は、前項による監査又は報告徴求の結果、必要と認める場合には、当社に対し、当社による **Sma-pa CHECKOUT** に関する業務の遂行状況、秘密情報及び個人情報の管理状況について改善を求めることができるものとします。

#### 第76条（個別規定及びシステム変更等）

1. 本規約のほか、本システムの利用上、当社が別途定めるご利用条件、個別規定その他の通知等（以下「個別規定」といいます。）も本規約に準ずるものとし、個別規定に定める事項が本規約に抵触する場合には、個別規定の定めが本規約に優先して適用されるものとします。
2. 当社は、本規約及び **Sma-pa CHECKOUT** に係るシステムを合理的な範囲で変更することができるものとし、変更後の規約を通知又は当社ホームページに掲載した時点以降において利用者が **Sma-pa CHECKOUT** を利用した場合、利用者は当該変更を承諾したものとみなします。
3. 利用者が当社との間で **Sma-pa CHECKOUT** のトライアルに関する契約を締結していた場合であっても、本規約の定めが **Sma-pa CHECKOUT** のトライアルに関する契約に優先して適用されるものとします。

#### 第77条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本法とします。

#### 第78条（管轄裁判所）

当社及び利用者は、本利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第79条（信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

#### 第80条（VPNの利用について）

利用者は、Sma-pa CHECKOUT の利用に伴い、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（本店所在地：東京都千代田区内幸町1丁目1番6号）が提供するVPNサービスを利用するものとし、Sma-pa CHECKOUT を利用した時点で、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が定める Universal One 契約約款（第1編）

（URL：<http://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/yakkan/uno.html>）

に同意したものとみなします。

#### 第81条（クラウドサーバーの利用について）

利用者は、Sma-pa CHECKOUT の利用に伴い、当社がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（本店所在地：東京都千代田区内幸町1丁目1番6号）が提供するクラウドサーバーを利用することに承諾するものとし、Sma-pa CHECKOUT を利用した時点で、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が定めるエンタープライズクラウドサービス利用規約（URL：[https://ecl.ntt.com/files/ecl\\_riyoukiyaku.pdf](https://ecl.ntt.com/files/ecl_riyoukiyaku.pdf)）において、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が当社に対する責任を免責される事項については、当社が利用者に対する責任から免責されることに同意したものとみなします。

2018年8月17日 施行

2018年12月9日 改定

2020年5月12日 改定